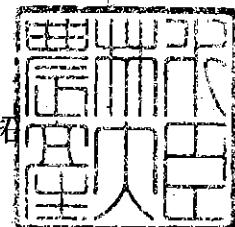


元消安第2319号
令和元年9月24日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓

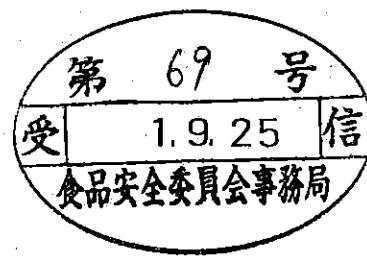


食品安全影響評価について（評価依頼）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

輸入された牛血粉等を養魚用飼料又は肥料として利用することを可能とすること（当該改正の概要は別紙のとおり。）。



輸入された牛血粉等を養魚用飼料又は肥料として利用することについて（案）

1 これまでの経緯

- (1) 牛に由来する血粉等（以下「牛血粉等」という。）及び牛に由来する肉骨粉等（以下「牛肉骨粉等」という。）は、たん白質に富む原料として飼料又は肥料に利用されてきたが、平成13年9月のBSE発生以降、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）等により、動物由來たん白質の肥飼料利用を禁止したことに伴い、利用が禁止された。
- (2) その後、我が国におけるBSE発生リスクが大きく低下したこと等を踏まえ、食品安全委員会の意見を聴いたうえで、科学的知見に基づく肥飼料規制の見直しを行ってきており、平成26年9月に牛血粉等及び牛肉骨粉等の肥料への利用を再開し、更に平成27年4月に養魚用飼料への利用を再開したところ。
- (3) 一方、牛血粉等及び牛肉骨粉等の養魚用飼料又は肥料としての利用の際には、関係通知（3の注2）に規定する交差汚染防止のための管理措置の実施及びその確認手続を要件としているが、現在、当該手続は原則として国内産のもののみ（注1）を対象としており、輸入したものについては対象としていない。今般、牛血粉等の輸出を希望する国からの要望があったこと等を踏まえ、当該手続の対象の見直しについて検討した。
- (4) 既に利用が再開されている牛血粉等及び牛肉骨粉等の養魚用飼料又は肥料について食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼した際には、前提となるリスク管理措置を原則として国内産のもののみ（注1）に限っていたため、今回の見直しについて改めて評価を依頼することとした。なお、家畜衛生の観点から、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴いたところ、見直しは適当との意見が得られた。

（注1）肥料用蒸製皮革粉を除く。

2 改正（案）の概要及び管理措置

牛肉等の輸入に係る食品安全委員会の評価が終了し輸入が認められている国であって、国際獣疫事務局（OIE）により「無視できるBSEリスクの国」として認められている国において、我が国と同等の管理措置の下で製造され、輸入された牛血粉等を、国内由来のものと同等とみなし、養魚用飼料又は肥料としての利用を認める。

また、輸出国との間で取り決める輸入条件として、原料収集～血粉等の製造～輸送段階において我が国と同等の管理措置（原料（血液）収集段階での分別管理、製造ラインの分離等）が講じられることを求めるものとする。

3 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、関係通知（注2）の改正を行う。

(注2) 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号 消費・安全局長通知）

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号消費・安全局長通知）

輸入牛血粉等の養魚用飼料又は肥料への利用

牛肉等の輸入について評価が行われ輸入が認められている国からの牛血粉については、衛生条件の協議を行い、製造段階で日本国内と同等のリスク管理措置が講じられることを担保した上で輸入を認める。

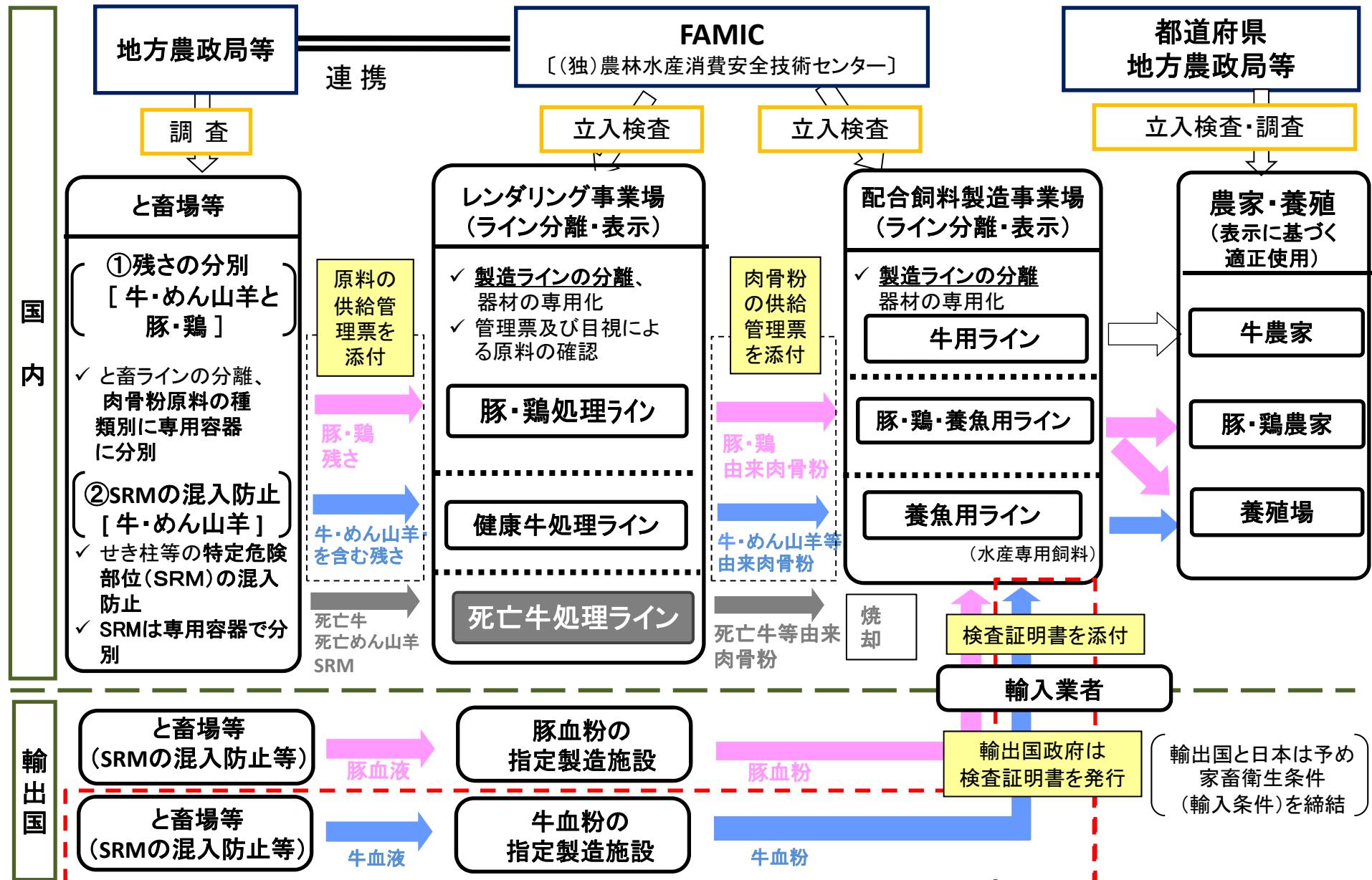
由来動物	用途	飼料用				肥料用
		牛用	豚用	鶏用	養魚用	
牛 (※1)	血粉等	×	×	×	○(※3)	○(※3)
	肉骨粉、蒸製骨粉等					
めん羊・山羊 (※2)	血粉等	×	×	×	○	×
	肉骨粉、蒸製骨粉等					
豚	血粉等	×	○	○	○	○
	肉骨粉、蒸製骨粉等					
鶏	フェザーミール、チキンミール等(血粉等を含む)	×	○	○	○	○
	蒸製骨粉等					
魚	魚粉	×	○	○	○	○
馬	血粉等	×	○	○		
	肉骨粉、蒸製骨粉等		×	×	○	○
しか	血粉等	×	×	×	×	×
	肉骨粉、蒸製骨粉等					

※1) 死亡牛及びSRM(全月齢; 扁桃・回腸遠位部、30か月齢超; 頭部[脳、眼など]・脊髄・脊柱)の除去が要件

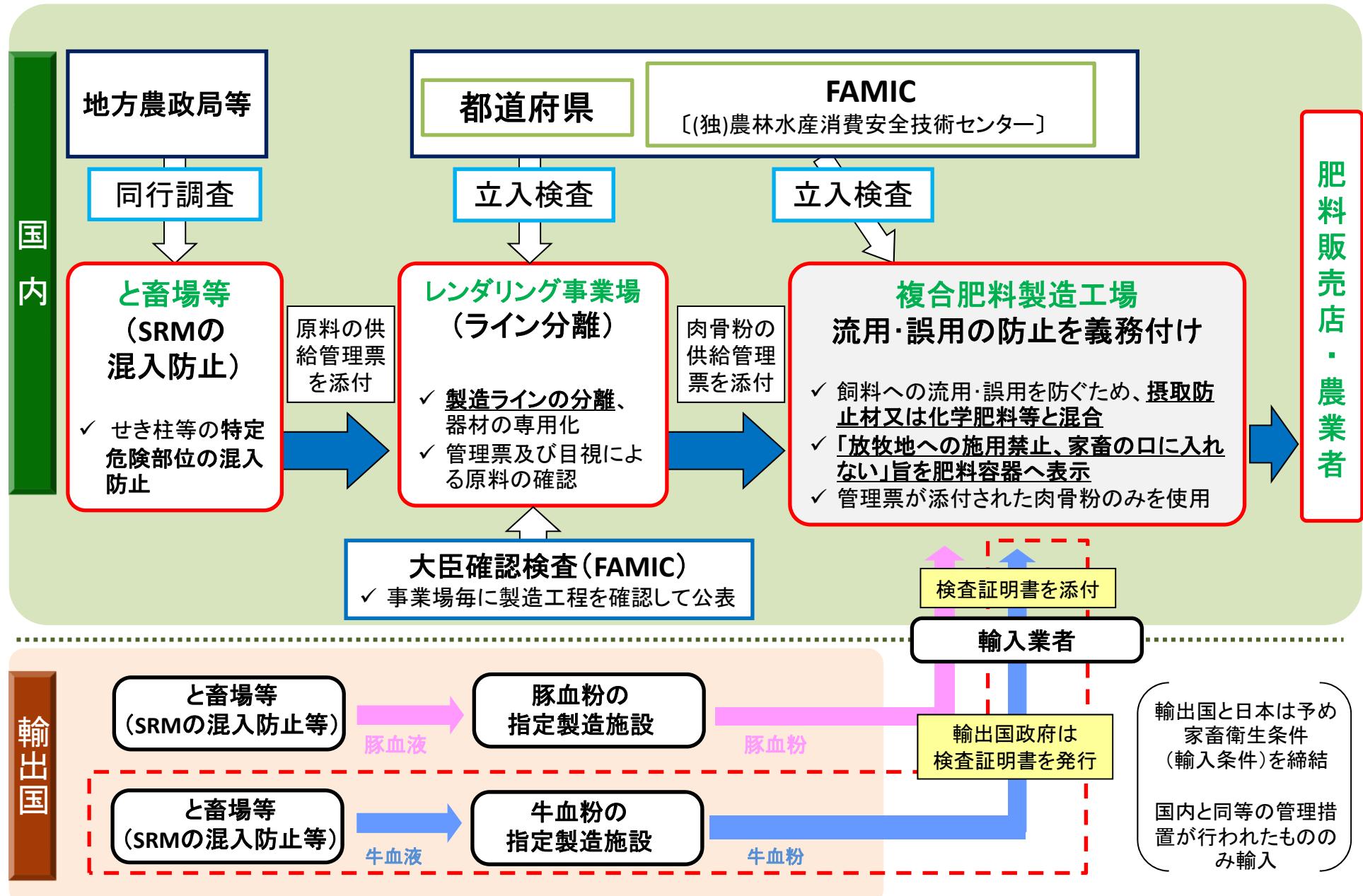
※2) 死亡めん山羊及びSRM(全月齢; 脾臓・回腸、12か月齢超; 頭部[脳、眼など]・脊髄)の除去が要件

※3) 輸入については、要請があった場合に別途食品安全委員会と協議し対応を検討

輸入牛血粉等の養魚用飼料への利用(リスク管理措置)



輸入牛血粉等の肥料用への利用(リスク管理措置)



牛肉骨粉等の養魚用飼料利用に係る評価

平成26年の「牛肉骨粉等※の養魚用飼料利用に係る食品健康影響評価」において、

1. 牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の原料となる牛の部位については、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②」(平成25年)において、牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置(輸入規制)、增幅リスク低減措置(飼料規制等)及び曝露リスク低減措置(食肉処理工程)に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓(特定危険部位以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病発症の可能性は極めて低い。

→牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用については、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できると考えられる。

2. 農林水産省は、新たな管理措置を導入することとしていることから、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。
と評価された。

※牛の肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しようたん白

プリオント病に関する知見(魚)

1. 平成19年の「豚由來たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」において、仮にBSEプリオントが養魚用飼料の原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚の腸管経由でBSEプリオントが侵入・増殖することは困難であると評価している。
2. その後も、魚でBSEプリオントが增幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていない。